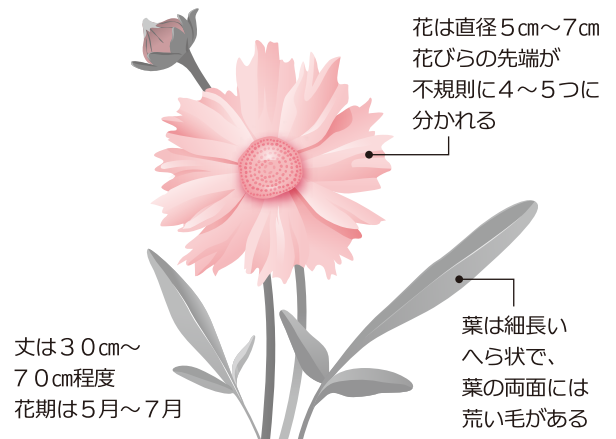


オオキンケイギクは「特定外来生物」です

オオキンケイギクとは？

オオキンケイギクは、5月下旬頃から、おもに木曽川堤防上に咲く黄色の花です。鮮やかできれいな花ですが、日本の生態系に重大な影響をおよぼすおそれがある植物として、外来生物法(正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」)による「特定外来生物」に指定されています。



STOP 特定外来生物とは？

「特定外来生物」とは、外来生物法により、生態系などに被害を及ぼすものとして指定された生物です。

外来生物法では、特定外来生物に指定された生物を飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことなどを原則禁止しています。

これらの項目に違反した場合、最高で個人の場合懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科せられます。

STOP なぜオオキンケイギクが「特定外来生物」に指定されたのか？

オオキンケイギクは、強靱で、花枯れ姿が汚くないという理由で、緑化のため道路の法面などに利用され、ポット苗としても流通していました。

しかし、あまりの強靱さのために一度定着すると、在来の野草を駆逐し、辺りの景観を一変させてしまう性質を持っています。

人の手でこれ以上拡げないようにするため、環境省では、平成18年2月、「特定外来生物」に指定しました。

STOP オオキンケイギクの駆除について

オオキンケイギクは、同じ株から何年も花を咲かせる多年草です。そのため、オオキンケイギクを繁茂させないようにするためには、種子を地面に落とさない、もしくは種子が付く前に、根ごと引き抜いて駆除しなければいけません。

また、オオキンケイギクは、生きたままの移動や保管が禁止されているので、駆除したオオキンケイギクは、駆除した場所で天日にさらして枯らす、または、駆除した場所で可燃ごみ袋に入れて密閉し腐らせるなどの処置をしてから、可燃ごみとして処分することになります。

坂祝町では、毎年5月下旬に、
『オオキンケイギク駆除作戦』として、
木曽川堤防上のオオキンケイギクの駆除を行っています。
皆様のご協力をお願いします。

令和3年度 オオキンケイギク駆除作戦

日 時：5月29日(土) 午前8時から2時間程度(小雨決行)
集合場所：役場南の木曽川堤防上



問い合わせ先：水道環境課 ☎66-2407